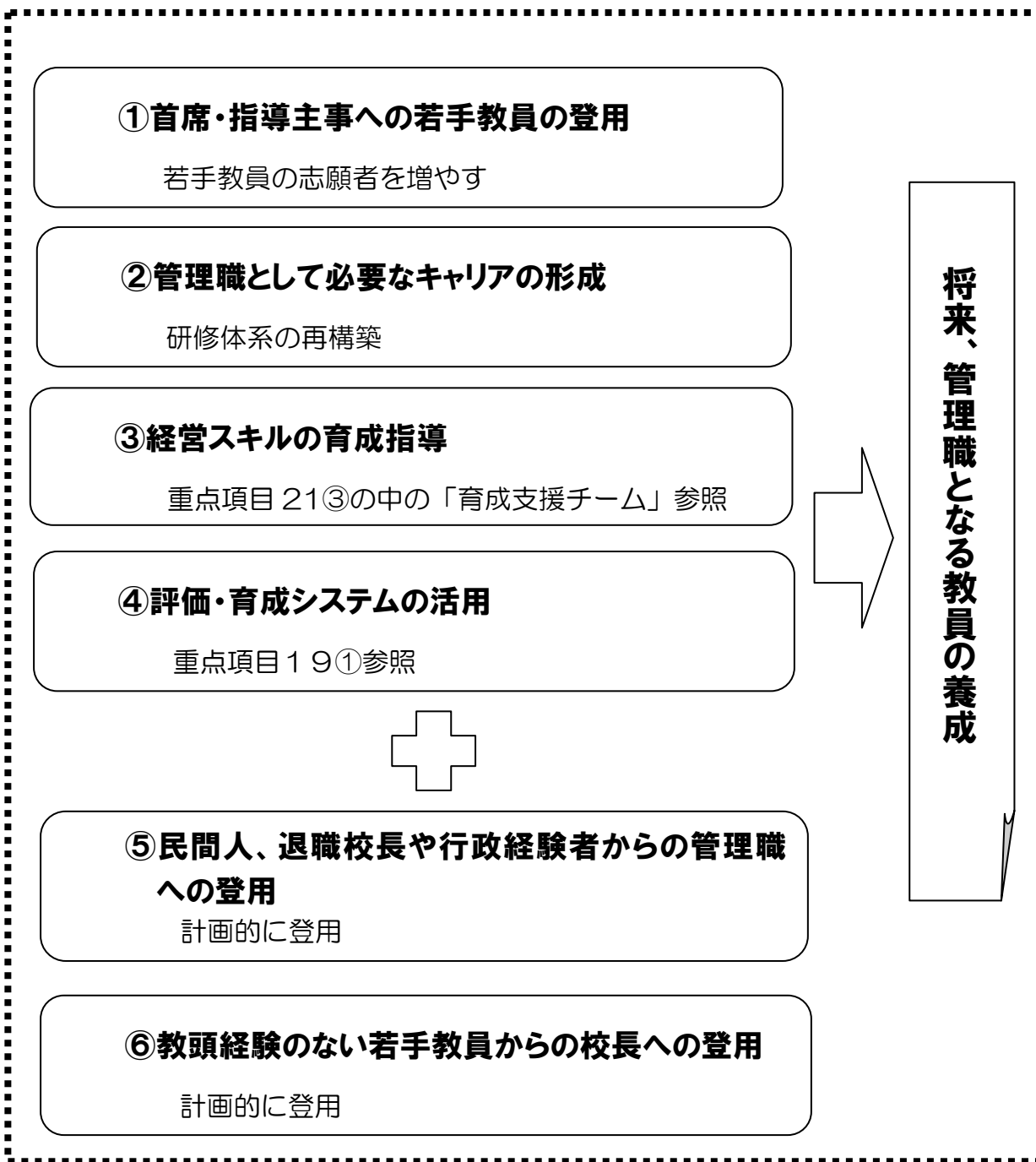


重点項目17 将来、管理職となる教員の養成

【目標】

- ・若い年齢層の教員に対して早い時期から管理職候補者として、管理職に必要な資質とスキルを身に付けさせる。
- ・任期付任用制度など新たな校長任用システムを構築し、管理職への登用を図るとともに、教員のがんばりをもっと引き出す。



①首席・指導主事^{注1}への若手教員の登用

《事業概要》

キャリア形成や能力向上が計画的に行われるよう、首席や指導主事への若手教員からの積極的な登用を図る。

【首席、指導主事への選考基準（選考要領）】

《小・中学校》

- ・首席の年齢等の要件は、原則として、30歳以上57歳以下の者
- ・指導主事の経験等の要件は、教職経験5年以上の者

《府立学校》

- ・首席の年齢等の要件は、原則として、33歳以上で57歳以下の者
- ・指導主事の経験等の要件は、原則として、教職経験6年以上で満28歳以上の者

《事業目標》

		現 状	平成25年度
小・中学校	・首席選考試験への志願者のうち、30歳代の志願者	約5% (6人/123人中)	20%
	・指導主事選考試験への志願者のうち、教職経験10年以内の志願者	約14% (9人/67人中)	20%
府立学校	・首席選考試験への志願者のうち、30歳代の志願者	約3% (3人/108人中)	20%
	・指導主事選考試験への志願者のうち、教職経験10年以内の志願者	約15% (4人/26人中)	20%

※ 現状はH19年度に実施した選考試験の状況

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的な志願者の増員				
→				

※注1【指導主事】都道府県や市町村に置かれる教育委員会の事務局の職員で、教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者

②管理職として必要なキャリアの形成

《事業概要》

管理職に必要な資質とスキルの向上及び若い世代からの管理職登用の促進を図るため、研修体系を再構築する。

【研修体系の再構築】

- ・学校でのミドルリーダーとなる人材を発掘し、これからの府の教育を支えるリーダーとして必要な資質能力の向上を図るため、「リーディング・ティーチャー養成研修事業(仮称)^{*}」を立ち上げ、それを含めて、管理職の育成のためのキャリアステージに応じた研修体系の再構築を行う。

※ リーディング・ティーチャー養成研修事業(仮称)

教職経験5～15年の教員を対象に、教育センターにおいてミドルリーダー養成のための研修を行い、授業力や学校組織マネジメント力など、管理職・指導主事・首席・指導教諭に求められる資質・指導力の向上をめざす。

- ・管理職任用後の研修の充実を図るため、既存の管理職研修も含めて、研修効果を高めるための研修手法と教材について、更なる研究開発と導入を進める。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
—	毎年120人(※)を養成

※重点項目19②とあわせた人数。

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
リーディング・ティーチャー養成研修事業(仮称)の実施				
→				

③経営スキルの育成指導(重点項目21③の中の「育成支援チーム」参照)

④評価・育成システムの活用(重点項目16④、19①参照)

⑤民間人、退職校長や行政経験者からの管理職への登用

《事業概要》

民間や行政などで培った柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕を活かした、機動的・機能的な学校運営を進めるため、特別選考により民間人や地域人材、退職校長、行政経験者からの管理職を登用する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
・小・中学校 12名 ・府立学校 4名	計画的な登用

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
計画的な登用				
→				

⑥教頭経験のない若手教員からの校長への登用

《事業概要》

教頭経験のない若手教員で、一定の条件を満たす者を公募の上、市町村教育委員会または府立学校長が推薦し、校長に登用する。

《事業目標》

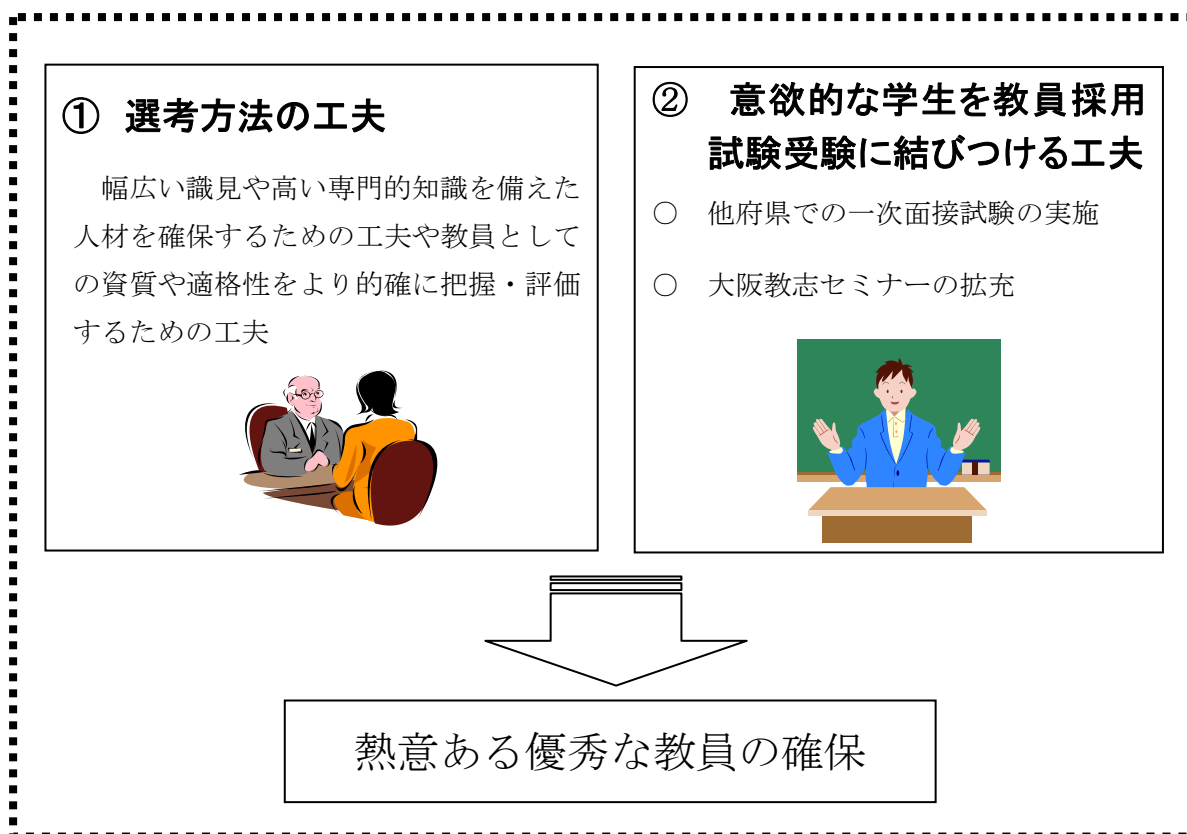
現 状	平成 22 年度～
—	計画的に登用

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
制度設計・選考	計画的に登用			
→	→			

重点項目18 熱意ある優秀な教員の確保**【目標】**

- ・教員採用における選考方法等の工夫を行うことで、大量採用時代において、優秀な教員を最大限確保する。



①選考方法の工夫

《事業概要》

幅広い識見や高い専門的知識を備えた人材を確保するとともに、教員としての資質や適格性をよりの確に把握・評価できるよう模擬授業の実施など、選考方法を工夫し、熱意ある優秀な教員を確保する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
社会人経験者や教職経験者等を対象とした特別選考の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬授業の実施や面接員への多様な人材の起用 ・ 特別免許^{注1}の交付を前提とした選考の実施（平成22年度～）

《スケジュール》

○ 模擬授業の実施等

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
模擬授業の実施や面接員への多様な人材の起用				
—————▶				

○ 特別免許の交付を前提とした選考の実施

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
特別免許の交付を前提とした選考の実施を検討	検討を踏まえた選考の実施			
- - - -▶	—————▶			

※記載年度の翌年度当初の採用から実施とする

※注1【特別免許】社会的信望、教員としての熱意と見識を持ち、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有するものを学校現場に教諭として招致するため、検定の上授与する教員免許状

②意欲的な学生を教員採用試験受験に結びつける工夫

《事業概要》

近畿圏以外の地域の学生を大阪府の受験につなげることで、受験者の拡大を行い、質の高い教員を確保するため、新たな府県で面接試験を実施するとともに、PR活動を充実し、受験者の確保につなげる。

また、大阪で教員になりたいという高い志と情熱を持った優秀な人材に、早い段階で学校現場での教育活動に参加してもらうことで、実践力と教員としてのやりがいを感じてもらうとともに、意欲的な学生を大阪府の教員採用選考テスト受験につなげるため、「大阪教志セミナー^{注1}」を拡充し、継続的に実施する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
福岡県で一次面接試験を実施	他府県での一次面接試験を拡大

現 状	平成23年度～
大阪教志セミナーの実施（募集人員は100人）	募集人数を200人に拡充

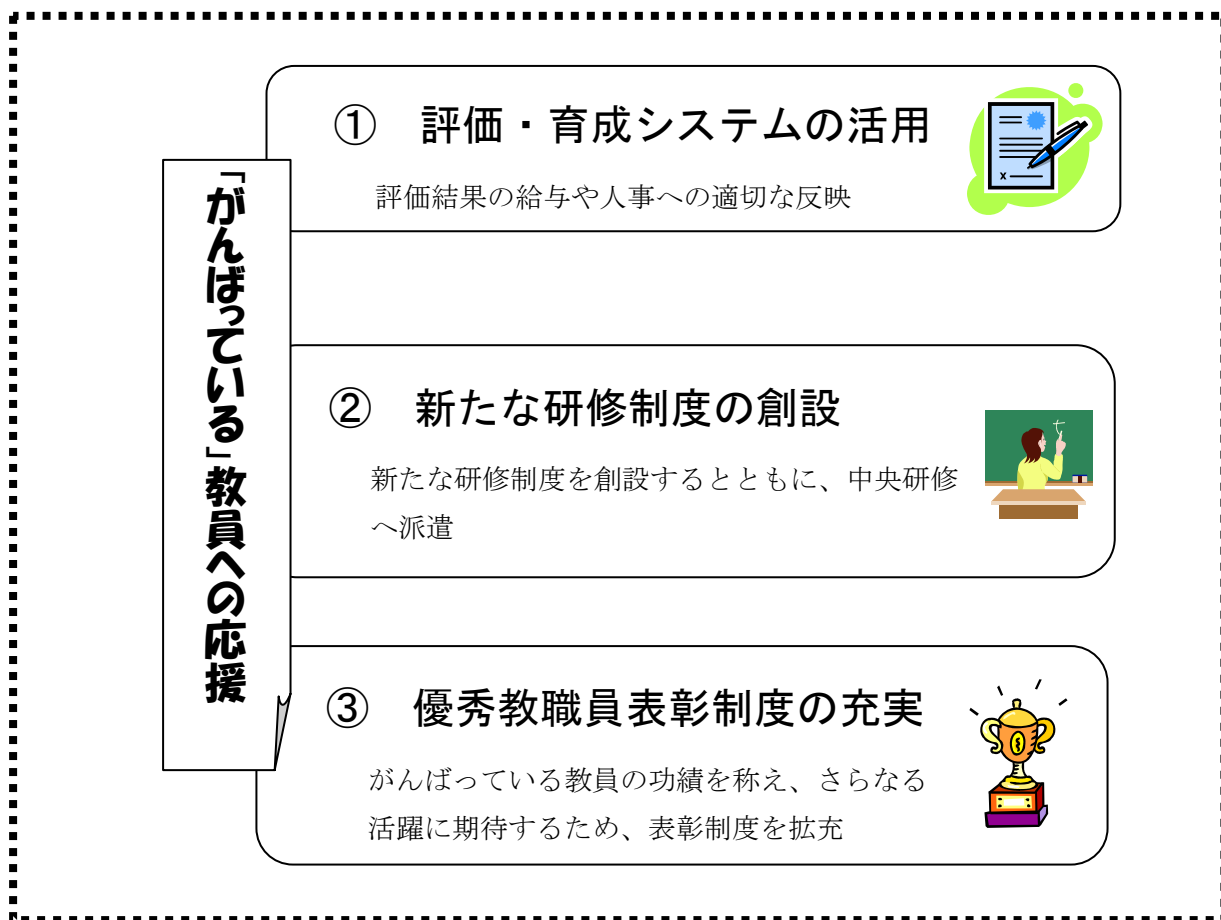
《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
他府県での一次面接試験の拡大の検討・実施				
大阪教志セミナーの実施				
平成20年度の大阪教志セミナーの検証及び拡充方策の検討	募集人数の拡充 100人⇒150人	募集人数の拡充 150人⇒200人		

※注1【大阪教志セミナー】大阪で教師になりたいという高い志と情熱をもつ学生を対象に、教師として求められる資質や基礎的な指導力をはぐくむために開催するセミナー。

重点項目19 「がんばっている」教員への応援**【目標】**

- ・教育活動に意欲的に取組み、他の教員の模範となるような「がんばっている」教員に対し、より意欲的な取組みが進むような応援方策を充実する。



①評価・育成システムの活用

《事業概要》

評価・育成システムを日々の指導・育成に活用するほか、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用するとともに、人事における各段階の任用の要件とすることで、「がんばっている」教職員がさらに意欲的に取り組むことができるよう支援する。

※評価・育成システムの概要については、重点項目16④参照。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・育成（評価）者が、システムの目標設定 面談等において指導育成を実施 ・評価結果の給与や人事への適切な反映 	評価・育成システムの適切な運用

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
評価・育成システムの適切な運用				
→				

②新たな研修制度の創設

《事業概要》

教育への使命感の高揚とがんばったことへの達成感の醸成を図るため、がんばっている教員に対し、新たな研修制度（リーディング・ティーチャー養成研修事業：重点項目17②）を創設するとともに、国が主催する研修等への派遣を行う。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
—	毎年120人（※）を養成、派遣

※重点項目17②とあわせた人数。

《スケジュール》（再掲）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
リーディング・ティーチャー養成研修事業（仮称）の実施				
→				

③優秀教職員表彰制度の充実

《事業概要》

教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図る。

また、優秀教職員等表彰を受賞した者については、受賞後の活躍の状況等を踏まえつつ、文部科学大臣「優秀教員表彰」にも推薦する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
表彰件数は毎年度 10 件程度 (ただし、平成 19 年度は 39 件)	表彰予定件数：毎年度 100～200 件程度

※ 平成 20 年度中に現行の制度運用を見直し、表彰枠を大幅に拡大

《スケジュール》

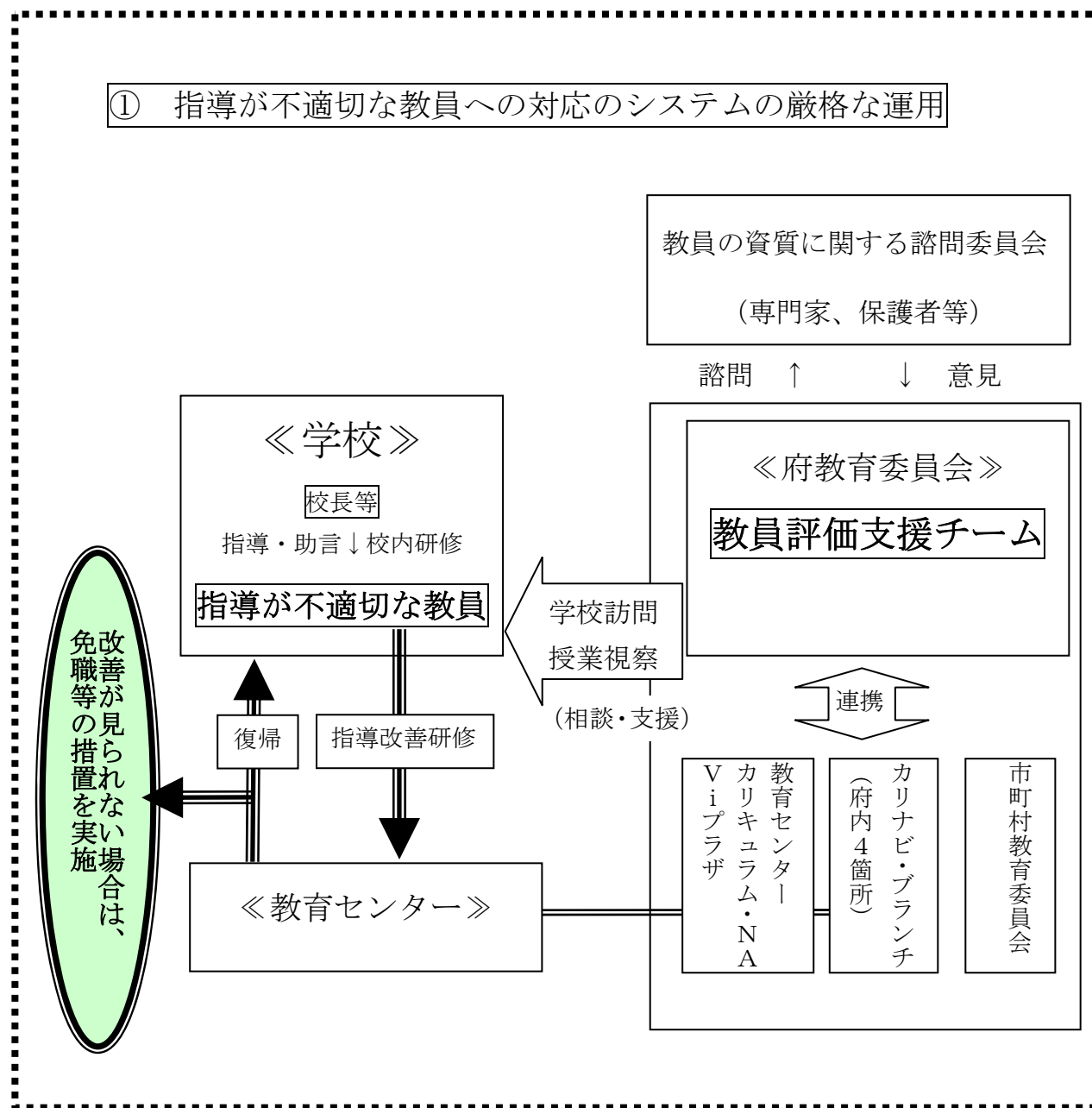
H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
適切に運用				
→				

重点事項20 指導が不適切な教員への対応

【目標】

- ・教育センターや市町村教育委員会とも連携しながら、学校訪問・授業視察を行い、指導が不適切な教員に対し、免職等の必要な措置を厳格に行う。

① 指導が不適切な教員への対応のシステムの厳格な運用



①指導が不適切な教員への対応のシステムの厳格な運用

《事業概要》

指導が不適切な教員に早期に適切な対応を行うため、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」と教育センター・市町村教育委員会等が連携して学校訪問・授業視察を行う。

改善が見られない場合は、府教育委員会が「指導が不適切である」教員と認定し、指導改善研修を実施する。1年後、改善が見られない場合は、府教育委員会が免職その他の措置を実施する。

なお、新規採用教員については、指導・育成を図るとともに、条件付採用期間制度の趣旨を踏まえ厳格に対応する。

【「教員評価支援チーム」の支援内容】

1. 校長（学校）及び市町村教委と協力し、学校訪問等を行うことにより、校長や市町村教育委員会が当該教員の指導における課題を明確にし、校内における研修など当該教員の指導改善に向けた取り組みへの支援を行う。
 2. 「指導が不適切である」教員の認定の前提となる指導力の評価を行うにあたっての支援を行う。
- ※ 専門家や保護者等からなる「教員の資質に関する諮問委員会」の意見を踏まえて、府教育委員会が「指導が不適切である」教員と認定し、校長が指導改善研修の研修命令を発令する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校 30 校を訪問・視察 ・ 府立学校 60 校を訪問・視察 	全小・中、高、支援学校を訪問・視察

《スケジュール》

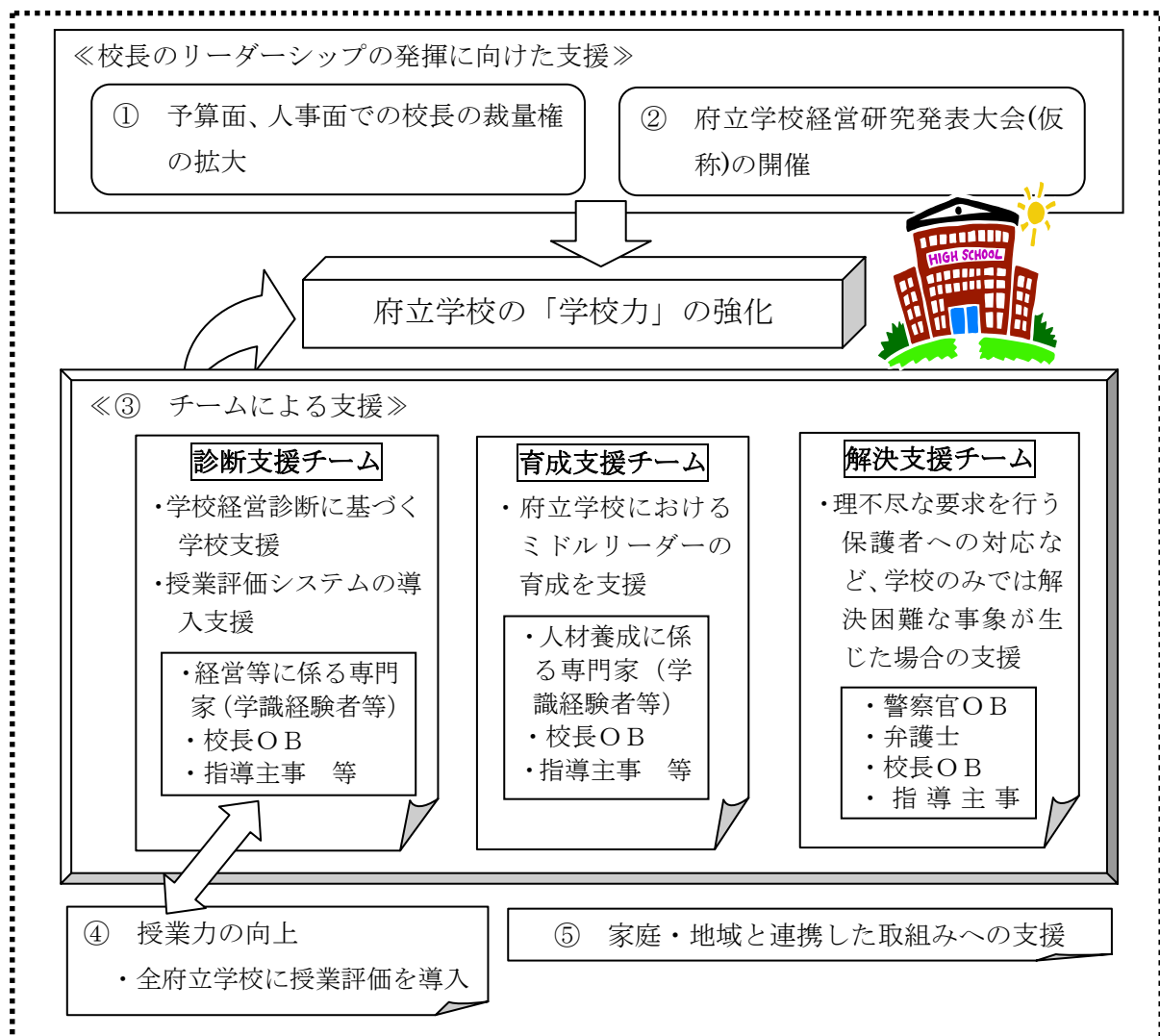
H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
全小・中・高・支援学校を訪問・視察				
➔				

1-(6) 学校の組織力と学校へのチーム支援を強化します

重点項目21 府立学校の組織的な運営と自立的取組みの支援

【目標】

- ・ 校長の学校経営力を高めリーダーシップの発揮に向けた支援を充実する。
- ・ 府教育委員会の「学校経営支援チーム^{注1}」の機能を拡充し、外部人材、関係機関等とも連携したチームによる学校支援体制を確立する。
- ・ 全府立学校で授業評価^{注2}を実施することにより、府立学校の自立的取組みを進める（学校として組織的に実施している授業評価の導入率：府立高校 27.7%、府立支援学校 28.0% (H19)）。



※注1【学校経営支援チーム】府教育委員会組織として、学校経営全般にわたる支援体制を整えるため、平成19年度に設置したチーム。校長や准校長の相談窓口としての機能を果たす。

①予算面、人事面での校長の裁量権の拡大

《事業概要》

校長がリーダーシップを一層発揮し、自校の実情や課題に応じた、校長の裁量に基づく教育活動等を拡充できるよう、予算面での校長裁量権を拡大する。

また、校長の掲げる学校経営ビジョンの実現や学校の自立的取組みをより一層支援するため、TRyシステムの充実など、人事面での校長裁量権を拡大する。

あわせて、各学校の教育目標に合致した特技、得意分野をもった人材が確保できるよう、特得システム^{注1}への登録者を増やす。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
校長裁量予算 750 千円/校+定通等加算 150 千円/校	予算面での校長の裁量権の拡大

現 状	平成 22 年度～
TRyシステム 1校あたりの募集項目数 2項目 1つの募集項目における合格者数 1名	3項目(※) 2名(※)

※ TRyシステムによる1校あたりの転入者の限度は2名までとする。

現 状	平成 25 年度
特得システム登録者数 全教員の約 30%	全教員の約 40%

《スケジュール》

○予算面での校長の裁量権の拡大

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
権限の拡大				
→				

○人事面での校長の裁量権の拡大

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
TRyシステムの募集項目数及び合格者数における基準の変更	新基準に基づく異動			
→	→			

※注1【特得システム】教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において平成19年度から実施。

②府立学校経営研究発表大会（仮称）の開催

《事業概要》

校長・教職員の意欲向上、学校の活性化による府立学校教育の充実を図るため、府立学校経営研究発表大会（仮称）を開催し、日頃から意欲的に学校経営を進めている校長等に、自校の意欲的な取組みや政策提言等について発表の場を与え、顕彰するとともに成果の共有を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
—	累積発表校数 30 校以上

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
毎年開催				
→				

③チームによる支援

《事業概要》

校長・准校長・教職員の学校経営力、課題対応力等を向上させ、学校の課題解決を図るため、府教育委員会での学校経営支援チームの機能を拡充し、課題に応じた3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）を設置する。

なお、市町村に対しても、市町村教育委員会が行う小・中学校への支援にあたり、府の取組みのノウハウを提供するなどにより支援する。

【診断支援チーム（経営等に係る専門家（学識経験者等）・校長OB・指導主事 等）】

各府立学校が教育目標の達成に向け、組織的に教育活動に取り組み、生徒・保護者・地域に信頼される学校となるよう、学校経営に関する「診断支援チーム」を導入し、「学校評価^{注1}報告書^{注2}」等に基づく学校経営診断^{注3}を行うとともに、授業評価システムの導入等を支援する。

【育成支援チーム（人材育成に係る専門家（学識経験者等）・校長OB・指導主事 等）】

府立学校において、学校の組織力の向上を図るとともに、学校経営が円滑に行えるよう、「育成支援チーム」を設置し、ミドルリーダー（校長、准校長、教頭の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教員など）の育成を支援する。

【解決支援チーム（警察官OB・弁護士・校長OB・指導主事 等）】

校長のリーダーシップのもと、学校の問題解決力を高め、学校力を向上させるとともに、教職員が子どもと向き合う時間の確保に寄与するため、理不尽な要求を行う保護者への対応など、学校のみでは解決困難な事象が生じた学校に対して「解決支援チーム」を導入する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「学校経営支援チーム」による支援（H19） 学校訪問 179校 相談件数 404件 緊急支援等 9校	「学校経営支援チーム」の機能を拡充した各種チームによる支援 「診断支援チーム」が10校/年を集中支援 「育成支援チーム」が10校/年を集中支援

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
チームの発足・チームによる支援				
➔				

※注1【学校評価】学校運営の改善をめざすことを目的として、各学校が教育活動その他の学校運営について点検・評価する取組み。学校教育法施行規則において、「学校運営自己評価と結果公表義務」等が規定されている。

※注2【学校評価報告書】「学校教育自己診断」の結果や「学校協議会」での提言等を踏まえて各府立学校が作成し、教育委員会に提出する学校評価の報告書。

※注3【学校経営診断】「学校評価報告書」等をもとに、学校経営の取組みと課題について教育委員会が診断し、改善策や学校評価の取組みに結びつく指導助言を行うこと。

④授業力の向上

《事業概要》



府立学校全体の授業力を向上するため、診断支援チーム（重点項目21③参照）の支援を得ながら、各府立学校において授業評価軸を策定し、全府立学校に授業評価^{注1}を導入する。

《事業目標》

現 状	平成22年度～
授業評価の導入率 府立高校 27.7% 府立支援学校 28.0%	全府立学校に授業評価を導入・実施

《スケジュール》

○授業評価の導入

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
授業評価軸の策定など、各府立学校において授業評価導入の準備	全府立学校に授業評価を導入・実施			
				

⑤家庭・地域と連携した取組みへの支援

《事業概要》

学校が家庭・地域と連携した取組みを進めるため、学校のビジョン、教育目標や、「学校教育自己診断^{注1}」の結果、あるいは「学校協議会^{注2}」の提言内容等の「学校評価」情報を、効果的に発信できるよう学校を支援する。

また「学校協議会フォーラム（仮称）」等を開催することにより、学校評価活動への理解を深め、学校の応援団としての「学校協議会」の活性化を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
・ 学校教育自己診断実施率 府立学校 100%	・ 全府立学校での「学校評価」情報のホームページ掲載
・ 学校教育自己診断の結果のHP掲載率 府立学校 23.3%	・ 「学校協議会フォーラム」（仮称）の開催
・ 学校協議会の設置率 府立学校 100%	

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
毎年開催				
→				

※注1【学校教育自己診断】学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズと対応しているかどうかについて、教職員、児童・生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

※注2【学校協議会】保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校改善を図るために協議する学校支援組織で、学校教育法施行規則に示す学校評議員と同趣旨である。

重点項目22 小・中学校に対するチーム支援

【目標】

- ・ 小・中学校における暴力行為が全国と比べて多く、全国平均を下回る水準に減少させる。
- ・ いじめ^{注1}の根絶をめざすとともに不登校を減少させる。
 （暴力行為の発生件数 公立小学校 411 件、中学校 5, 295 件（政令市を含む。（H19））
 （いじめの認知件数 公立小学校 1, 163 件、中学校 1, 872 件（政令市を含む。（H19））
 （不登校児童生徒数 公立小学校 1, 579 人、中学校 7, 236 人（政令市を含む。（H19））

小・中学校に対するチーム支援

① 子ども支援チームの活動の充実

主に子どもを直接支援
 いじめ・自殺等、子どもの命に関わる緊急かつ重篤な事象に対する子どもへの速やかな対応と事後指導

- 第三者性を活かした実態把握とアセスメント
- 緊急対応に係る教員へのアドバイスと子ども・保護者等への心の専門家としての支援
- 心の病を抱える子どものエネルギーの回復

② 学校支援チームの活動の充実

主に学校・市町村を支援
 少年非行、暴力行為、出席停止等、学校のみでは対応が困難な事象等に対する、学校・市町村教委への支援

- 校内暴力等を繰り返す子どもへの支援の充実と規律・規範意識の回復
- 関係機関との連携強化と指導体制の再構築
- 理不尽な要求を行う保護者対応のための支援

支援スタッフ

- 専門家
 スクールカウンセラースーパーバイザー、弁護士、医師 等

- 専門家
 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、弁護士、医師 等
- 学校支援リーダー（校長OB）

③ 市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成

市町村教育委員会

支援・指導

児童生徒

小・中学校

※注1【いじめ】児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。平成19年1月に定義を見直す。)

①子ども支援チーム^{注1}の活動の充実

《事業概要》

いじめや自殺等、命に関わる事象に対する速やかな対応と事後指導の充実を図るため、いじめ対応プログラムを活用し、専門性の高い指導主事の育成とともに、専門家を活用し、「子ども支援チーム」の活動を充実する。

なお、「子ども支援チーム」は緊急支援による初期対応においては、府立学校も対象とし、その後、継続的な対応が必要な場合は、「解決支援チーム（重点項目21③参照）」に引き継ぐ。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「子ども支援チーム」による支援を実施	子どもに対する専門的な支援の充実 スクールカウンセラー ^{注2} のネットワーク化

《スケジュール》

○子どもに対する専門的な支援の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
子ども支援チームにかかる専門性の高い指導主事の育成				
→				
教育相談体制の充実に向けた専門家の組織化	専門家組織を活用した子ども支援			
→				

○スクールカウンセラーのネットワーク化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
スクールカウンセラースーパーバイザー会議の設置	スーパーバイザー会議を活用した緊急支援の充実			
→				
府内7地区にチーフスクールカウンセラーを設置				
→				

※注1【子ども支援チーム】緊急支援として、いじめ・自殺等、子どもの命に関わる緊急かつ重篤な事象に対して、専門家等（スクールカウンセラー、精神科医、弁護士等）・指導主事等を派遣し、重篤な状況にある児童生徒のモチベーションの向上のための支援等、子どもに直接支援を行い速やかな対応と事後指導にあたる。

※注2【スクールカウンセラー】いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

- ・スクールカウンセラースーパーバイザー（H20年度：4名）：チーフスクールカウンセラー等への指導助言や特に重篤な事象への緊急支援等を行う。
- ・チーフスクールカウンセラー（H21年度～）：スクールカウンセラーへのアドバイス、学校への緊急支援を行う。

②学校支援チーム^{注1}の活動の充実

《事業概要》

校内暴力等の問題行動を繰り返す児童生徒や学校に理不尽な要求を行う保護者等学校だけでは対応が困難な事象に対して、市町村教育委員会と連携し、地域の協力を得ながら学校を支援する体制を構築する。

あわせて、専門性の高い指導主事を育成するとともに、専門家を活用した学校と福祉・警察等関係機関との連携強化等、市町村及び学校を支援する活動を充実する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「学校サポートチーム」による支援を実施	学校に対する専門的な支援の充実 スクールソーシャルワーカー ^{注2} のネットワーク化

《スケジュール》

○学校に対する専門的な支援の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
学校支援チームにかかる専門性の高い指導主事の育成				
学校支援にかかる 専門家の組織化	専門家の組織を活用した学校支援の実施			
全小・中学校における校内及び小・中合同ケース会議の実施				

○スクールソーシャルワーカーのネットワーク化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー会議の設置	スーパーバイザー会議を活用した緊急支援の充実			
府内7地区のチーフバイザーの活用を推進				

※注1【学校支援チーム（平成20年度まで「学校サポートチーム」）】少年非行、暴力行為、出席停止、理不尽な要求をする保護者等、学校のみでは対応が困難な事象等に対して専門家（弁護士・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー等）・指導主事等を派遣し、学校・市町村教委への支援にあたる。あわせて、日常支援として、校長のリーダーシップ、生徒指導担当のコーディネート力等の発揮やケース会議等生徒指導体制構築の支援を行う。

※注2【スクールソーシャルワーカー】問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る（H20年度：20名。うち7名がチーフバイザー）。

◆スクールソーシャルワーカースーパーバイザー：チーフバイザー等への指導助言や特に重篤な事象への緊急支援等を行う（H20年度： 名）。

◆チーフバイザー：スクールソーシャルワーカーへのアドバイス、学校への緊急支援を行う。

③市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成

《事業概要》

学校における問題解決機能の向上を図るため、小・中学校における校内ケース会議、小・中合同ケース会議等への組織的支援を行う市町村に対し問題解決チームの設置を促進する。

【問題解決チームの設置に向けた支援】

- ・ 各市町村教育委員会に対する問題解決チームの設置と効果的活用に関する助言
- ・ 府教育委員会設置の「子ども支援チーム」「学校支援チーム」によるチーム支援のノウハウの提供
- ・ 市町村間の連携を推進するための連絡会議の設置

《事業目標》

現 状	平成 23 年度
—	全市町村における市町村独自の問題解決チームの設置

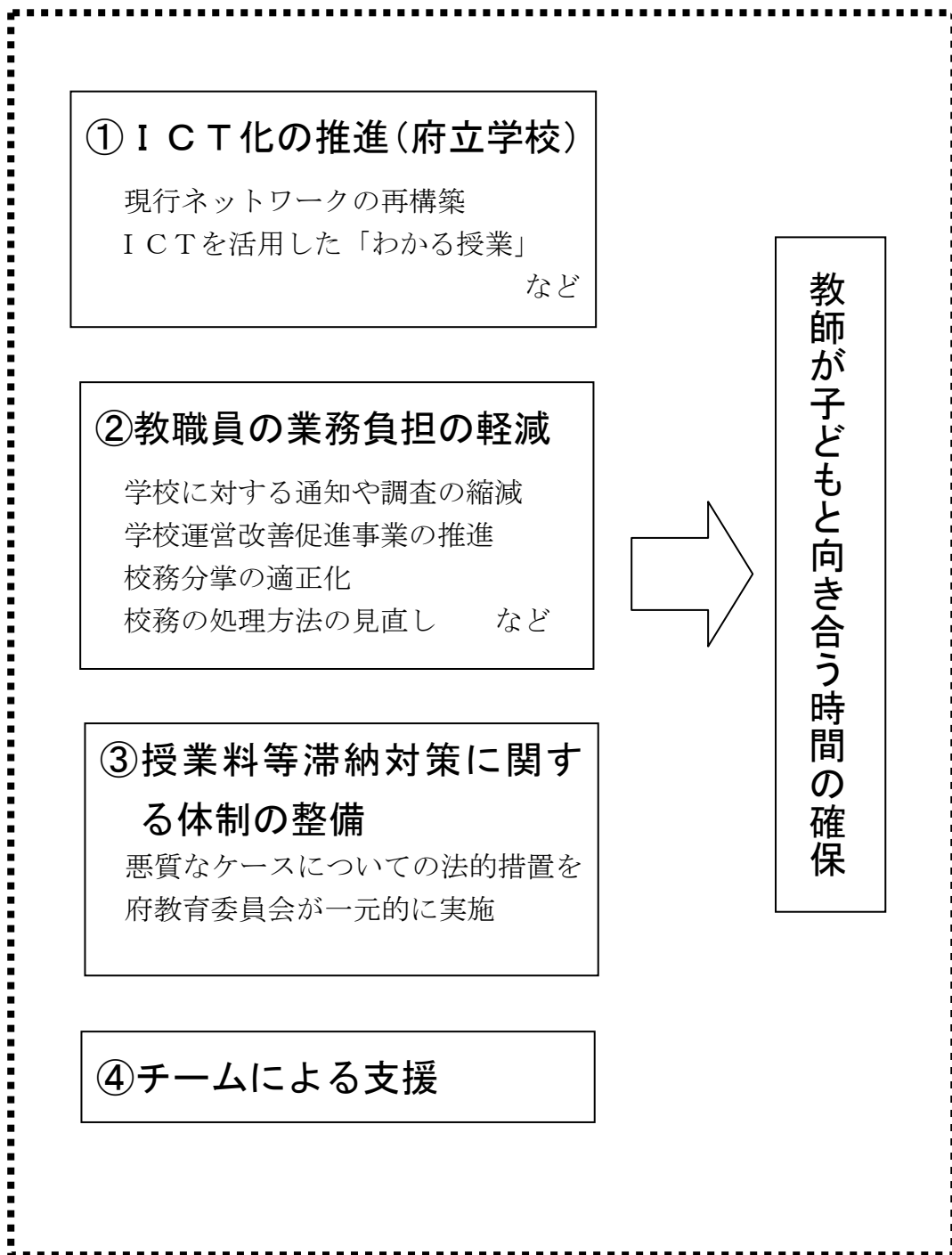
《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
問題解決チームを設置する市町村の拡大			問題解決チームによる組織的支援の実施	
連絡会議の設置			連絡会議を活用した市町村間の連携促進	

重点項目23 校務の効率化

【目標】

- ・教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICTの活用等により、校務の効率化を図る。



① ICT^{注1}化の推進（府立学校）

《事業概要》

府立学校で展開されている現行ネットワークを再構築し、校務の情報化や児童生徒に関する成績や学習状況等の教員間での共有化を図ることで、教員の事務負担の軽減を図る。

あわせて、教員の指導力向上や教材・指導方法の共有化により、生徒の情報活用能力の向上やICTを活用した「わかる授業」の実現をめざす。

【現状のネットワークの状況】

① 学校情報ネットワーク

- ・ 府立学校間で展開されているネットワークで、教員と生徒が授業等の教育における利用を目的としている。
- ・ 自由度が高いネットワークであるため、個人情報ネットワーク上で利用することは禁じられている。

② 府立総務サービスネットワーク（4人/台：約3,200台）

- ・ 府立学校の教員が、総務サービスセンター事務を利用することを目的としているネットワーク。

③ 事務（庁内）ネットワーク（事務1人/台+共用1台/学校：約1,000台）

- ・ 府立学校の事務職員の事務室端末の利用にあたり、事務室まで展開されている事務用ネットワーク。

【新ネットワーク】

- ②と③を統合して再構築する。

→ セキュリティの向上、学校内の情報全般を扱えるネットワーク環境の構築

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
教員用端末は4人に1台の配備（学校情報ネットワーク上の端末）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ネットワークとして「府立学校教職員ネットワーク」を構築 ・ 4人に1台の配備状況の改善 ・ 校務の情報化による教員の事務負担の軽減

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ネットワーク設計	新ネットワークの構築（H22. 10）			
	ICTの活用に向けたモデル実施の検討			
	教員用端末の活用・配備状況の改善に向けた検討			
	ICT教材の開発			

※注1 【ICT】 Information and Communication Technology。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）の方が普及しているが、国際的にはICTの方が一般的。

②教職員の業務負担の軽減

《事業概要》

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するために設置している「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム^{注1}」において、学校に対する通知や調査などの文書量のさらなる縮減、学校運営改善促進事業^{注2}の推進、校務分掌の適正化、校務の処理方法の見直しなど、学校における業務の見直しや効果的な施策の検討を行い、多忙化解消に向けた取組みを進めていく。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームによる学校における業務の見直し等	学校における教職員の業務負担軽減

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
「学校運営改善促進事業」の成果普及				
→				
通知・調査の更なる縮減や効率化の検討		実施		
- - - - - →		→		
さらなる効果的な施策の検討				
- - - - - →				

※注1【教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム】教職員の業務負担を軽減し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、教職員の健康を保持するため、学校における業務の見直しと勤務時間の適正な把握に関する検討を行うために、平成20年1月に府教育委員会内に設置されたチーム。

※注2【学校運営改善促進事業】平成18年度～19年度に「機動的かつ機能的な学校運営の在り方」について調査・研究した事業。府内の10校を研究指定。

③授業料等滞納対策に関する体制の整備

《事業概要》

授業料等滞納者に対する滞納対策を効果的・効率的に行うため、これまでの納入指導に加え、悪質なケースについては法的措置を含めた取組みを実施し、授業料等の滞納解消を図る。

なお、法的措置については、府教育委員会事務局が一元的に対応する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
学校における納入指導に加え、府教育委員会事務局が法的措置を一元的に実施	滞納対策の実施

《スケジュール》

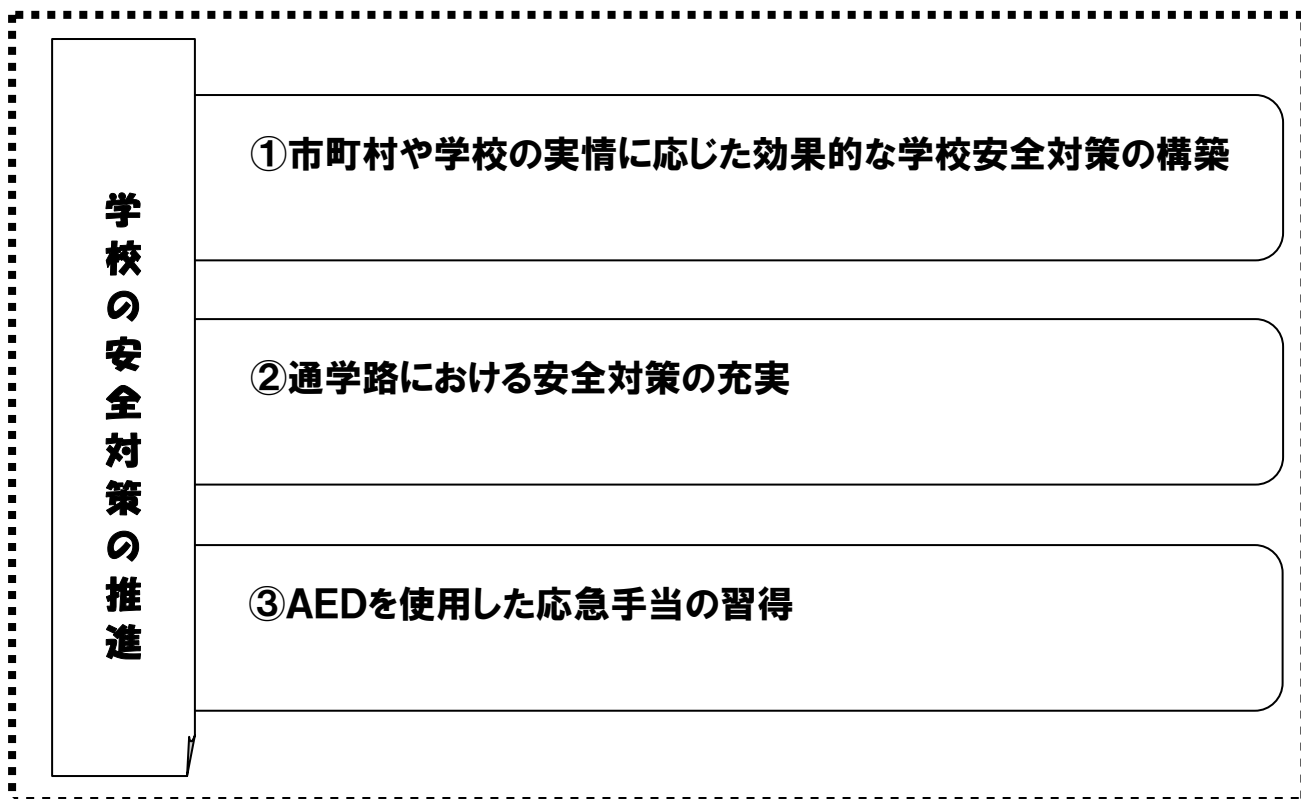
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
滞納対策の実施				
→				

④チームによる支援（重点項目21③、重点項目22①②③参照）

1-(7) 子どもたちの安全で安心な学びの場をつくります

重点項目24 学校の安全対策の推進**【目標】**

- ・子どもたちが安心して学校で学べるよう、学校や通学路の安全を確保するとともに、自らが身のまわりの様々な危険を予測し、安全に行動できるようにすることをめざす教育を推進する。



①市町村や学校の実情に応じた効果的な学校安全対策の構築

《事業概要》

警備員等の配置や学校の安全設備の設置など、市町村や学校の実情に応じた学校安全体制の構築を支援する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
警備員等を配置する市町村に対し補助 補助額：80 万円 対象：警備員等 市町村数：38 市町村	市町村や学校の実情に応じた学校安全体制の構築

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
市町村や学校の実情に応じた学校安全体制の構築・充実				
→				
交付金による取組みの支援				
→				

②通学路における安全対策の充実

《事業概要》

スクールガード・リーダー^{注1}を配置し、「子どもの安全見まもり隊」等のボランティアへの指導や助言を行うなど、学校と地域・関係機関等との連携を通して、地域全体で子どもの安全を見守る体制整備を行う。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
34 市町村、58 人配置	安全対策の充実

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
安全対策の充実				
→				

※注1【スクールガード・リーダー】警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱。学校の巡回指導や地域住民による通学路等における子どもの安全を見まもる活動を行う「子どもの安全見まもり隊」等のボランティアに対する指導・助言を行う。

③AED^{注1}を使用した応急手当の習得

《事業概要》

平成20年度に全府立学校へ配備したAEDを使用し、心肺蘇生法をはじめとする応急手当を全生徒が取得できるよう取り組む。また、実習を通じて、生徒が命の大切さを理解するための「命の教育」を実践する。

《事業目標》

現 状	平成21年度
AEDを使った心肺蘇生法実習実施校 10.6% (H19)	全府立学校で実施

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全府立学校で実施				
→				

※注1【AED】「Automated External Defibrillator」の略で自動体外式除細動器のこと。突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置。心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与える。平成16年7月、厚生労働省は一般人による使用を解禁。公共施設などへの設置が進んでおり、府立学校には平成17年度から段階的に配備し、平成19年度に全校に配備。

重点項目25 計画的な学校施設・設備の改修・改善

【目標】

- ・子どもたちが安心して学校で学べるよう、計画的に学校施設・設備の改修・改善を行う（平成27年度末までに、府立学校の耐震化率100%）。

①計画的な学校施設・設備の改修・改善

《事業概要》

府立学校施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、耐震化を含む改修・改善を計画的に推進する。

小・中学校については、設置者である市町村に対して、国の補助制度を活用して施設・整備を進めるよう働きかけるとともに、関係部局と連携しながら技術的相談などを行う。

《事業目標》

現 状	平成25年度
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度末に全府立学校の耐震診断を完了、公表済み ・構造耐震指標であるIs値^{注1}の低い建物から順次耐震化工事を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐震指標であるIs値0.3未満の建物について、耐震化対策を完了 ※Is値0.3未満の避難施設については、平成21年度末までに着手 ※平成27年度末に耐震化率100%をめざす

《スケジュール》

○改修・改善

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
各府立学校とのヒアリングを通じて、緊急度の高いものから順次、改修・改善				
➡				

○耐震化（府立学校）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的に耐震化を実施				
➡				

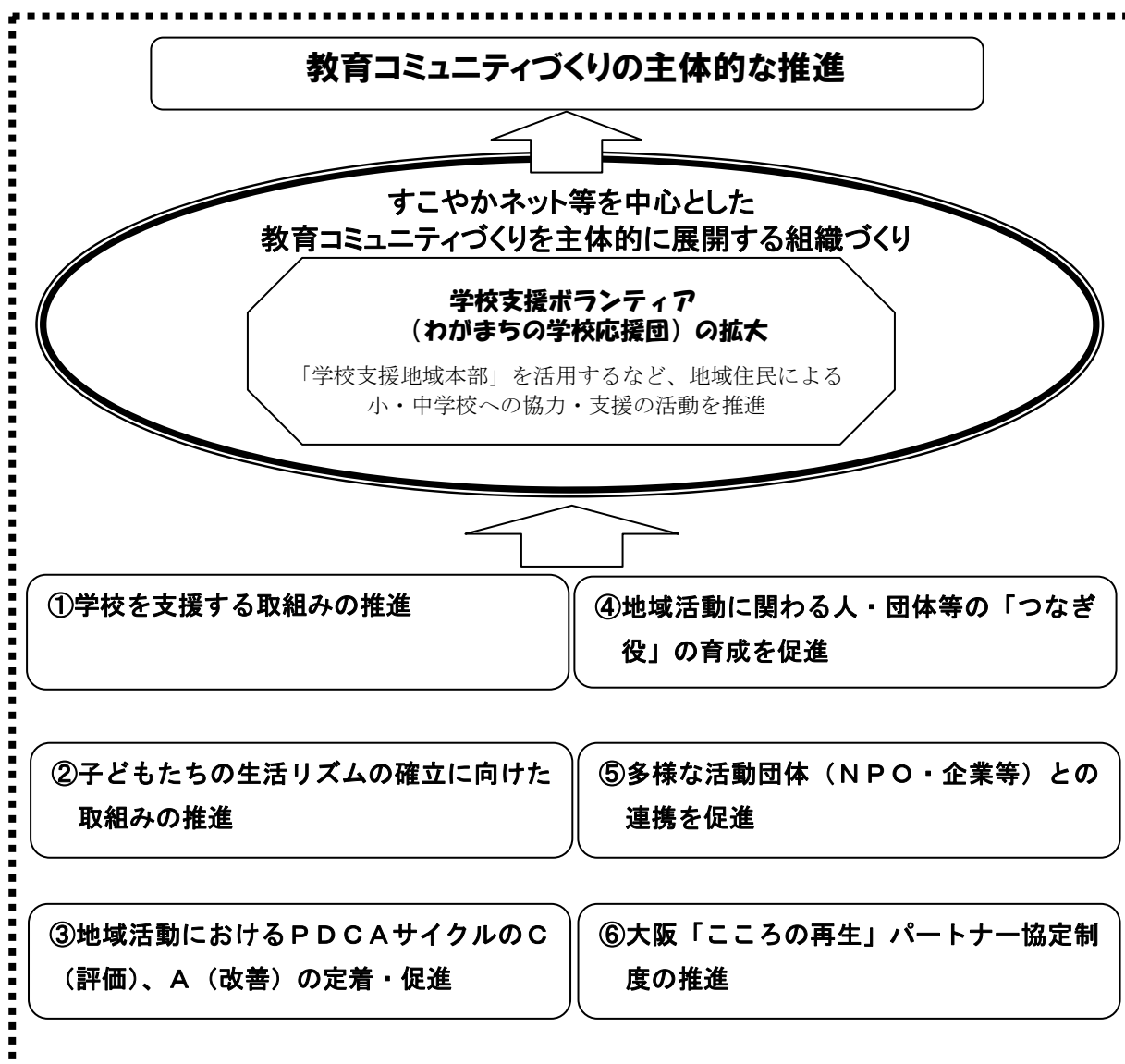
※平成27年度末までに100%

※注1【Is値】耐震診断で、建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標をいう。耐震指標（Is値）0.6以上の建物は、「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」と評価される。

2-(8) 家庭との役割分担、地域との協力で子どもたちの学びと育ちを支えます

重点項目26 教育コミュニティづくりの主体的な推進**【目標】**

- ・社会全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。特に、すこやかネット^{注1}の成果を踏まえ、地域住民が学校を支援する活動を進めるため、全中学校区に、学校支援地域本部など、教育コミュニティづくりを主体的に展開する組織づくりを促進する。



※注1 【すこやかネット】「教育コミュニティ」づくりの推進組織。府内の全中学校区に設置。地域社会が一体となって、0歳から15歳の子どもたちの連続した成長を見据えた取組みを進める。

①学校を支援する取組みの推進

《事業概要》

地域の教育力の活性化を図るため、地域の大人が子どもとふれあう「ナナメの関係^{注1}」などを活かし、学校支援地域本部など、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。

また、取組みを定着・充実させるため、学校における地域人材の活動場面の増加や居場所づくりを進めるとともに、関係部局が一体となって、家庭や地域での積極的な取組みを促進する。

活動例

- ① 学習支援（総合学習等）
 - 放課後等の学習支援（おおさか・まなび舎事業） ⇒ 重点項目2
 - 昼休み等の読み聞かせ活動
- ② 子どもの安全確保
 - 登下校時の通学路での安全指導 ⇒ 重点項目24
 - 安全パトロールの実施
 - おおさか元気広場の安全管理 ⇒ 重点項目28
- ③ 緑の育成・環境学習支援
 - 校庭の芝生の維持管理 ⇒ 重点項目35
 - 花壇の整備
- ④ ボランティア活動支援
 - 「こころの再生」府民運動の周知・啓発 ⇒ 重点項目32
 - 学校図書館ボランティア（図書の貸出・整理補助等） ⇒ 重点項目31
- ⑤ 家庭教育支援
 - 親学習 ⇒ 重点項目27

《事業目標》

現 状	平成21年度～
学校支援地域本部を設置 234箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全中学校区で設置 ・ 地域人材の学校での居場所づくりの促進

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
「学校支援地域本部」を通じ、地域全体で小・中学校の教育を支援する活動を行う市町村を支援		市町村のサポート		
→		→		

※注1【ナナメの関係】親でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係をいう。

②子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みの推進

《事業概要》

落ち着いた学習環境の醸成をめざし、小学校段階での基本的な生活習慣の確立を図り、学習活動への意欲・姿勢をはぐくむため、学校が家庭・地域と連携して、朝食摂取率の改善及びあいさつ、朝の読書活動（3つの朝運動）を推進し、子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みを推進する。

また、地域の大人が、通学合宿^{注1}を実施することにより、「ナナメの関係」を通じて子どもたちに生活の知恵を伝えるとともに、子どもの生活リズムを向上させる取組みを学校や関係機関と連携しながら推進する。

【3つの朝運動 ～食べる かわす 親しむ～】

- ・児童の朝の生活習慣を確立し、学校生活のスムーズなスタートをきり、落ち着いた学習環境をつくる。
- ・①朝食をとる、②あいさつを交わす、③朝の読書に親しむ の3点を重点に、子どもの生活習慣の確立を推進する。
- ・PTA活動や学校支援地域本部等と連携し、地域人材の活用を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
—	全小学校で「3つの朝運動」を実施

現 状	平成 23 年度～
—	全中学校区で「通学合宿」を実施

《スケジュール》

○3つの朝運動の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
順次実施校を増加				
→				

○通学合宿の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
順次実施校区を増加		全中学校区で実施		
→		→		

※注1 【通学合宿】保護者や地域の大人が、地域の社会教育施設や公共施設などで子どもたちと一緒に一定期間寝泊りしながら、子どもたちを学校に通わせる取組み。

③地域活動におけるPDCAサイクルのC（評価）、A（改善）の定着・促進

《事業概要》

市町村・地域において、それぞれの地域の課題に応じた取組みが、主体的に展開できるよう、「活動のふり返しシート」を提示するなどにより、地域活動におけるPDCAサイクルのC（評価）、A（改善）の取組みの定着を促進する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
地域活動におけるP（企画）、D（実施）に続く、C（評価）、A（改善）が不十分	各地域で地域活動におけるPDCAサイクルの定着の促進

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
「活動のふり返しシート」の提示	各地域での地域活動におけるPDCAサイクルの定着を促進			
→				

④地域活動に関わる人・団体等の「つなぎ役」の育成を促進

《事業概要》

各地域における主体的な教育コミュニティづくりを一層促進するため、市町村が主体となった、地域活動の核となる新しい人材（つなぎ役）の育成を促進する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
府における「つなぎ役（地域コーディネーター）」の人材育成 養成1,007人	全市町村における「つなぎ役」の人材育成

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
市町村での実施の働きかけ				
→				

⑤多様な活動団体（NPO・企業等）との連携を促進

《事業概要》

多様な活動団体（NPO・企業等）との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう提供する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
ホームページを通じた参考事例の発信 30 事例	企業連携の成功事例等を発信 60 事例

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ホームページの充実				
→				

⑥大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進

《事業概要》

「こころの再生」府民運動の一環として、子どもたちの学校・地域での様々な活動や地域の見守り活動などに地域住民の一員として積極的に参加・支援する企業や団体と府教育委員会が協定を結ぶことで、社会全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

【大阪「こころの再生」パートナー協定制度】

企業や団体が自主的な取組み(下記のうち2つ以上)を宣言し、府教育委員会と協定書を締結。協定締結企業等の取組みを府のホームページで紹介。

- ・職場の子育て環境づくりを進める
- ・府民にふれあいの場を提供する
- ・地域の一員として子どもを見守りはぐくむ
- ・従業員が学校行事に参加する
- ・子どものすこやかな学びと育ちを応援する

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
大阪「こころの再生」パートナー協定制度の創設 協定締結企業等 30 社 (H21.1 時点)	協定締結企業等 1,000 社

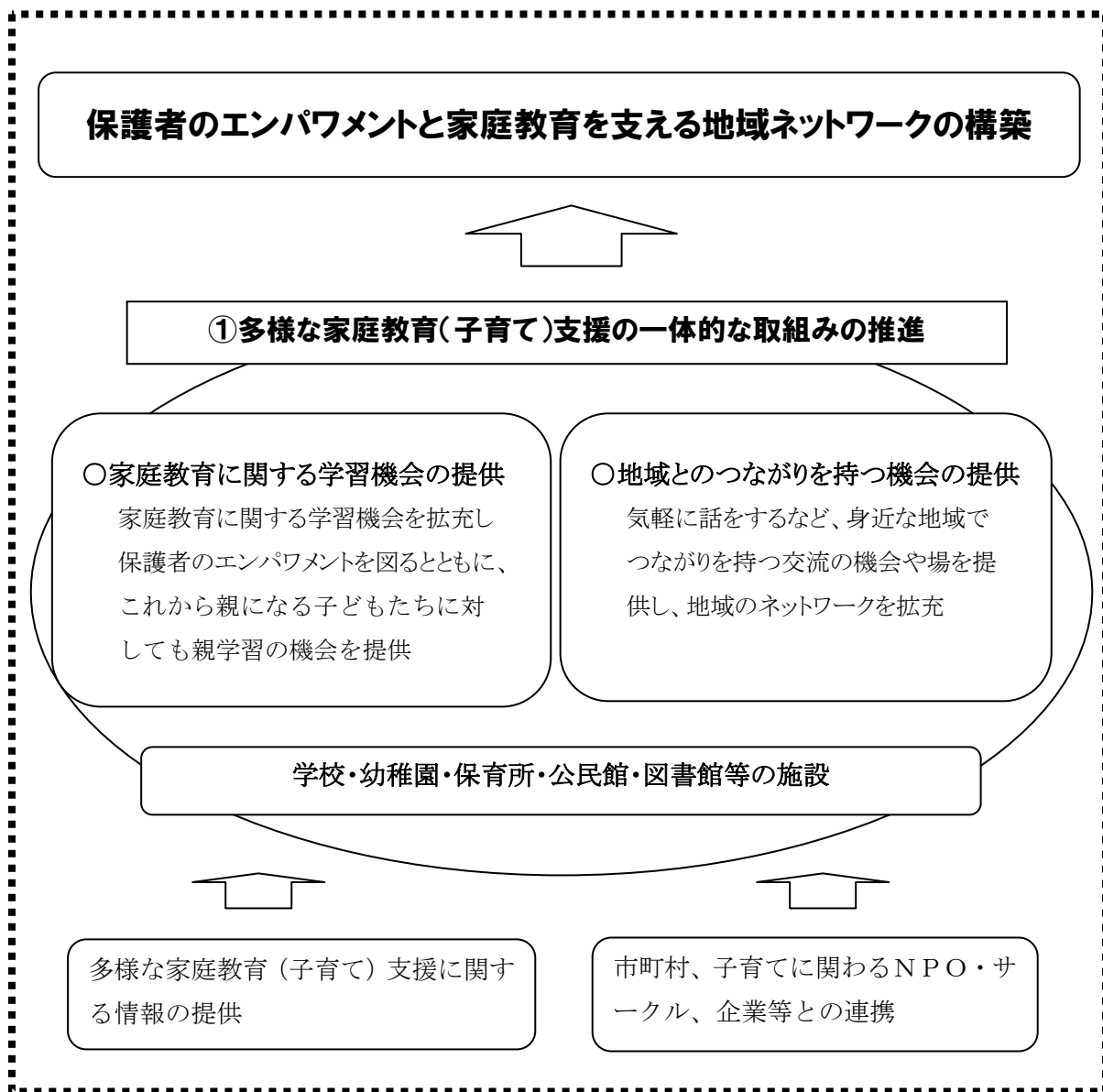
《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
協定締結企業等の募集 ホームページ等への掲載など広報の充実				
→				

重点項目27 保護者のエンパワメントと家庭教育を支える地域ネットワークの構築

【目標】

- ・家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、保護者が身近な地域・住民とつながりを持つきっかけをつくることで、家庭教育(子育て)において、自らの役割に気づき、それを果たせる環境を醸成する。



①多様な家庭教育（子育て）支援の一体的な取組みの推進

《事業概要》

関係部局や市町村との協働により家庭教育に関する学習機会を拡充し、家庭における保護者の役割を的確に果たしてもらうとともに、引き続き保護者のエンパワメント^{注1}に取り組むことで家庭の教育力の向上を図る。また、これから親となる子どもたちに対しても、学校の授業等を活用し親学習^{注2}を展開する。

市町村が、学習機会や他者との交流にも参加しない・しにくい保護者に対して、自治会組織等との連携など身近な地域・住民とつながりを持つ機会を拡充できるよう、効果的な事例の情報提供を行う。

また、交流・学習の機会や相談機関等の多様な家庭教育（子育て）支援の情報を集約し、より多くの人に届くようホームページ等を活用し、効果的な発信を行う。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
家庭教育に関する学習への参加者数 45,000 人 (H19)	100,000 人
—	市町村への情報提供の充実
ホームページアクセス件数 2,000 件 (H19)	20,000 件

《スケジュール》

○学習機会の提供（親学習等）

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
親学習リーダー養成講座修了者へのフォローアップ研修と新たな親学習への取組み				
▶				

○身近な交流の促進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
市町村への効果的な交流事例の情報提供				
▶				

○ホームページの充実

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
情報収集・コンテンツ作成				
▶				

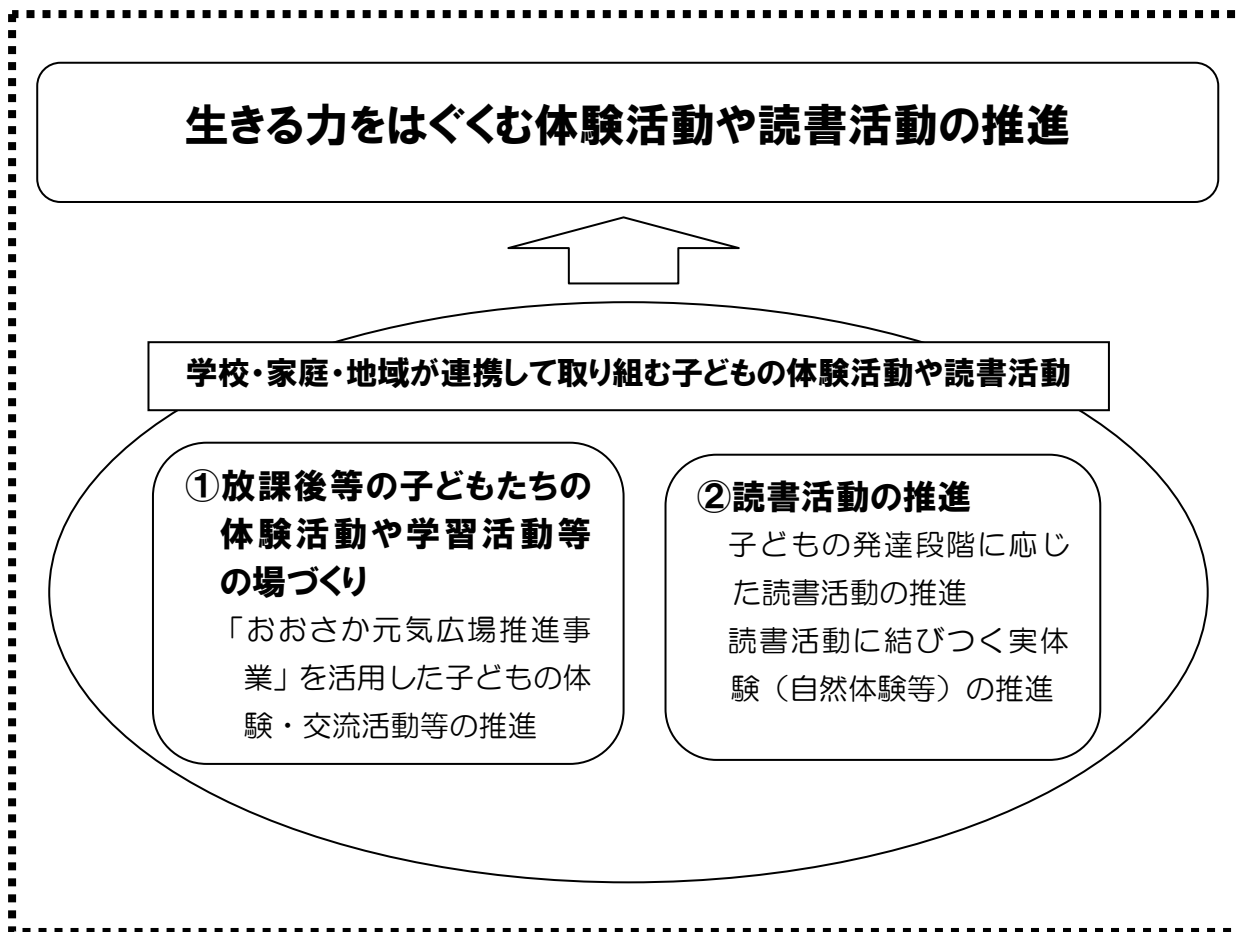
※注1【エンパワメント】個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を引き出し、高めること。

※注2【親学習】子育て中の保護者を対象とした「保護者が自らの役割に気づき、それを果たすための学習」や、将来、親となる小・中学生や高校生を対象とした「親となるための準備としての学習」等をいう。

重点項目28 生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進

【目標】

- ・ 小学校区における放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくりを進める。
- ・ 読書活動を推進する。



①放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり

《事業概要》

「おおさか元気広場事業」を活用し、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進する。

【おおさか元気広場事業】
 地域人材の参画により、日常的な子どもの体験・交流活動等を推進

- ・スポーツ・文化活動の実施
- ・学習の習慣づけ、意欲向上
- ・地域の方との交流活動

《地域人材》
 コーディネーター、安全管理員、
 学習アドバイザー、地域ボランティア

《具体的な活動内容》
 工作教室、おもしろ実験教室、読書、読み聞かせ、パソコン、囲碁、昔遊び、英会話、料理、計算、漢字、宿題、陶芸教室、運動、書道 等

《事業目標》

	現状	H21年度
「おおさか元気広場推進事業」 (体験活動等)	小学校区 402箇所	全小学校区で実施
	府立支援学校 15箇所	全府立支援学校で実施

※小学校区で展開する学習活動については、学校支援地域本部などと連携して行う「おおさか・まなび舎事業」（重点項目2①参照）により実施。

※小学校区で展開する事業は政令市・中核市を除く。府立支援学校で実施する事業は小学部のある支援学校を対象とする。

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全小学校区、全府立支援学校で実施				
→				

②読書活動の推進（重点項目31①②参照）